

通 報

大ト協第45号
令和8年5月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会長代行 重 博文

令和8年度 アイドリングストップ支援機器導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、地球温暖化防止対策のためのCO₂をはじめとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環として、アイドリングストップの励行を支援するため、標記の機器を導入する際の経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付と致しますので、よろしくお願い致します。

記

※令和8年度の主な改正点

- ・装置のみのリース、割賦による導入は対象外となります

(新車導入時に車両に装着されている機器についてはリース、割賦による導入を対象とします。ただし、見積書(もしくは注文書)に装着機器のメーカー名・商品名・単価・台数が明記されていることとします。)

- ・必要書類の領収書等について、支払完了がわかるものの添付が必要となります。

1. 募集期間 令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成対象機器

トラックドライバーが、休憩ならびに荷待ち時等におけるエンジン停止時に、相当時間連続して使用できる車載用機器で、次に掲げるものとします。エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置は(別表 アイドリングストップ支援機器一覧)が対象機器となります。機器一覧の機器に追加・変更等がありましたら、大阪府トラック協会ホームペー

ジの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

- (1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド（外部電源対応機器を除く）
- (2) 温水式ヒータ
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) エアヒータ
- (5) 車載バッテリー式冷房装置

3. 助成額・上限台数

機器の取得価格の1/2（消費税・取付工賃等は助成対象外）、かつ機器別の助成額の上限は以下のとおりです。各事業者につき、大阪府下自社保有営業用貨物車両数を上限とします。

(1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド	7,000円
(2) 温水式ヒータ	60,000円
(3) 蓄冷式クーラー	40,000円
(4) エアヒータ	60,000円
(5) 車載バッテリー式冷房装置	60,000円

4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー）に、令和8年4月1日以降、新たに新品の機器を導入・装着し支払が完了していること。（被けん引、軽自動車、自家用車を除く）
- 賃貸借機器・中古機器等は助成いたしません。
- エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置について、国の補助金が交付された機器に対しては、重複助成致しません。

5. 助成申請必要書類

- ① **（様式1）令和8年度アイドリングストップ支援機器
導入助成金交付申請書（兼誓約書）**
- ② **（様式2）アイドリングストップ支援機器導入内訳書 兼 装置装着証明書**
 - ・メーカー名、機器名・型式は別表を参照してください。
 - ・【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。
- ③ **請求書等（写）**
 - ・請求書（見積書）は、機器メーカー名、機器名・型式、機器価格等が明記されていること。
 - ・請求書の額と領収書（または振込明細書等）の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書（写）を添付してください。
 - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
 - ・車両と機器を同時に導入する場合は、見積書の写し（納期予定が令和8年度中であること）もしくは注文書の写しを添付してください。

④ 領収書（写）

○購入の場合

- ・領収書・振込明細書・支払明細書等の写し等**支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの）**。振込予約済み時点での書類は不可とします。

○新車導入時におけるリース契約・割賦契約の場合

- ・契約書の写し（リース契約書・割賦契約書で、契約日・契約期間・車両番号・支払計画等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証・支払計画書等の写しも添付して下さい。）
- ・振込明細書・支払明細書等**機器の価格を上回る金額の支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの）**。振込予約済み時点での書類は不可とします。
- ・領収書、振込明細書等は、振込日・金額・振込元・振込先等が確認できるものとし、その他の部分（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。また、切り貼りや修正があるものは不可とします。
- ・通帳の写しのみは不可とします。
- ・請求書・領収書等の日付が、助成対象期間外の場合は助成いたしません。

⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項】の写し

※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

6. その他

- 申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。
- 振込手数料・値引き分の助成はいたしません。
- 募集期間中に、何度でも申請できます。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。
※金額訂正は不可となりますので、書き間違えた際は新しい用紙をお使いください。

※申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

（申請先〔郵送先〕ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 業務部

TEL：（06）6965-4036